

## 令和4年度

※令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に名称が変わりました。

# 自動車税種別割は5月31日までに

- スマートフォンアプリ (au PAY, d払い, J-Coin Pay, LINE Pay, PayPay) 及びモバイルレジ (クレジットカード, ネットバンキング) 等で納付ができます。

・「領収証書」及び「納税証明書(車検用)」は発行されません。納付後、すぐに車検を受ける方は、他の方法により納付してください。  
 ・ご利用の取引に応じて、手数料がかかる場合があります。

- コンビニエンスストアでも納付できます。

・納付後、「領収証書」とともに「レシート」も受取り、大切に保管してください。

※記載された金額を変更して納付することはできませんのでご了承ください。

※詳しくは、県ホームページ及び各アプリ事業者のホームページ等をご覧ください。

### 納める方

自動車に所有されている方に自動車税種別割が課されます(割賦で購入している場合は、買主(使用者)に課されます)。  
 なお、二輪の小型自動車(バイク・オートバイ)、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税種別割が課されます。

### 納める額

自動車の用途、排気量、積載量などによって異なりますが、皆さんに身近な自動車の税額は次のとおりです。

種別	年 税 額			
	自家用(※)	自家用	営業用	
乗用車	総排気量 1ℓ以下	25,000 <sup>円</sup>	29,500 <sup>円</sup>	7,500 <sup>円</sup>
	総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	34,500	8,500
	総排気量 1.5ℓ超 2ℓ以下	36,000	39,500	9,500
	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	45,000	13,800
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	50,000	51,000	15,700
貨物営業用車 (ライオン車等)	総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下		14,300	11,200
	総排気量 1.5ℓ超		16,000	12,800
トラック	最大積載量 2t超 3t以下		16,000	12,000
	3t超 4t以下		20,500	15,000
	4t超 5t以下		25,500	18,500

(※) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車に限ります。

### 身体障がい者等の減免について

心身等に障がいのある方などが所有する自動車については、申請により1台に限り自動車税種別割が減免されます(ただし、一定の条件を満たす場合に限りです)。

この減免申請は**5月31日までに**下記「東部県税局・総合県民局各庁舎」で手続をしてください。

※新規登録などをする場合は、登録の際に東部県税局自動車税庁舎で手続をしてください。

※5月31日を越えても、翌年の2月末日までは減免申請をすることができますが、この場合の減免額は申請した翌月からの月割額になります。

### 車検時の納税証明書について

平成27年4月から自動車税種別割の納付確認が電子化され、車検(継続検査・構造等変更検査)時における**納税証明書の提示を省略**することができます。

ただし、納付後すぐ(最大4週間程度)に車検を受けるときに、納税証明書が必要となる場合があります。

他県から徳島県へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

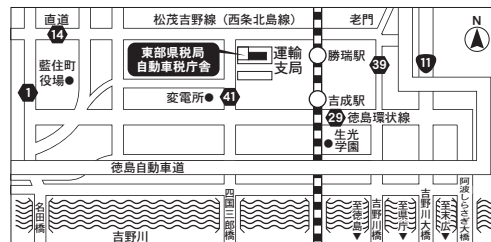
### 東部県税局・総合県民局各庁舎

東部県税局	自動車税庁舎	《徳島市応神町応神産業団地	(088) 641-2323
	徳島庁舎	《徳島市新蔵町1丁目	(088) 626-8843
	吉野川庁舎	《吉野川市川島町宮島	(0883) 26-3912
南部総合県民局	阿南庁舎	《阿南市富岡町あ王谷	(0884) 24-4121
	美波庁舎	《海部郡美波町奥河内	(0884) 74-7420
西部総合県民局	美馬庁舎	《美馬市脇町猪尻	(0883) 53-2021
	三好庁舎	《三好市池田町マチ	(0883) 76-0371

(鳴門総合サービスセンター《鳴門市撫養町立岩(088)684-4421》でも減免の受付、納税証明書の交付をしています。ただし、納付はできませんのでご注意ください。)

### 自動車税についてのおたずねは

東部県税局自動車税庁舎  
 ☎(088) 641-2323  
 FAX(088) 641-1801  
 受付時間 平日 8:30~17:15  
 〒771-1193 徳島市応神町  
 応神産業団地1番地5



納める時期と方法	4月1日(賦課期日)現在に自動車を所有されている方に、翌年3月までの1年分の税金が課され、5月中旬に東部県税局自動車税庁舎から送られる納税通知書により、5月31日(納期限)までに納めることになっています。
	最寄りの金融機関(銀行・郵便局・農協等)の窓口、コンビニエンスストア、東部県税局各庁舎(鳴門総合サービスセンターを除く。)、南部総合県民局(地域創生防災部)及び西部総合県民局(地域創生観光部)でお納めください。
	スマートフォンアプリ等で納付をすることもできます。
	東部県税局(吉野川庁舎及び自動車税庁舎)及び西部総合県民局(地域創生観光部)での納付受付時間は、土日祝日年末年始を除く8時30分から17時15分まで、東部県税局徳島庁舎及び南部総合県民局(地域創生防災部)については18時15分までとなっています。

●自動車税種別割のグリーン化税制について

●環境負荷の大きい自動車は、自動車税種別割の税率が加重されます。

重課対象車		重課措置
ディーゼル車	平成23年3月31日以前に初回新規登録を受けた自動車	税率より概ね15%重課(注) (100円単位で切り捨て)
ガソリン車・LPG車	平成21年3月31日以前に初回新規登録を受けた自動車	

※一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気自動車等)は重課対象外です。  
※ガソリンハイブリッド車は重課対象外です。ただし、その他のハイブリッド車は重課対象に含まれます。  
(注)バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課。

●環境負荷の小さい自動車は、自動車税種別割の税率が軽減されます。  
(令和3年度に初回新規登録された次の自動車は、令和4年度の1年間に限り税率が軽減されます。)

軽課対象車	軽課措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</li> <li>一定の排ガス基準を満たした天然ガス自動車</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> </ul>	税率より概ね75%軽減

※営業用乗用車のうち、一定の排ガス基準を満たした自動車について、  
令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車については概ね75%軽減、  
令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車については概ね50%軽減されます。

くわしくは東部県税局自動車税庁舎までお問い合わせください。

登録と自動車税種別割	年度の途中で自動車の所有権の移転などがあると、次のようになります。		
	区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規登録</li> <li>廃車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者(使用者)変更</li> </ul>
	取り扱い	新規登録の翌月から年度末までの月数により月割課税	廃車の翌月から年度末までの月数により月割計算で減額
月割	$\left( \text{年税額} \right) \times \left( \frac{\text{課税される月数}}{12} \right) = \text{月割税額} \left( \begin{array}{l} 100円未満 \\ \text{切り捨て} \end{array} \right)$		

平成18年4月1日から、引越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが他県ナンバーに変わっても、その年度における自動車税種別割の月割計算による減額や新たな課税はなくなりました。

登録と自動車税種別割

自動車の所有権の移転などがあったときには、徳島運輸支局でそれぞれの登録をする必要があります。

- ・自動車を売ったり、買ったりしたとき → 移転・新規登録
- ・所有者・使用者の住所、氏名が変わったとき → 変更登録
- ・廃車したとき → 抹消登録

これらの登録をしないと、いつまでも自動車税種別割が課されたり、納税通知書が届かないなどのトラブルが生じます。必ず徳島運輸支局で登録をしてください。

	必要書類	移転登録	抹消登録
主な登録に必要な書類	申請書(OCRシート)	必要	必要
	手数料納付書	必要	必要
	自動車検査証	必要	必要
	譲渡証明書	旧所有者が発行するもの	<del>必要</del>
	印鑑証明書及び実印	新・旧所有者双方のもので発行後3ヶ月以内のもの	所有者のもので発行後3ヶ月以内のもの
	委任状	新・旧所有者が直接申請する場合は不要	所有者が直接申請する場合は不要
	住民票	使用者の住民票で発行後3ヶ月以内のもの(新所有者と新使用者が同一のときは不要)	<del>必要</del>
	車庫証明書	発行後1ヶ月以内のもの(適用地域以外は不要)	<del>必要</del>
	自動車税申告書	必要	<del>必要</del>
	ナンバープレート	<del>必要</del>	必要

(注1) 自動車検査証(旧所有者)に記載されている住所・氏名等が印鑑証明書と異なる場合は、つながりのわかる書類が必要です。

(注2) 他県から転入する場合にはナンバープレートが変わるため、自動車の持ち込みが必要です。

受付時間 8:45~11:45, 13:00~16:00

《登録についてのおたずねは》

徳島運輸支局 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1  
☎ 050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)  
※電話をするときは、必ず車検証を手もとに用意してください。